

医科点数表第2章第10部手術通則5及び6に掲げる手術の施設基準に係る手術件数

区分	手術の名称	令和6年1年間の実施件数
1	(ア) 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	(イ) 黄斑下手術等	0
	(ウ) 鼓室形成手術等	0
	(エ) 肺悪性腫瘍手術等	0
	(オ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
2	(ア) 靭帯断裂形成手術等	1
	(イ) 水頭症手術等	0
	(ウ) 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	(エ) 尿道形成手術等	0
	(オ) 角膜移植術	0
	(カ) 肝切除術等	0
	(キ) 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
3	(ア) 上顎骨形成術等	0
	(イ) 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	(ウ) バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	(エ) 母指化手術等	0
	(オ) 内反足手術等	0
	(カ) 食道切除再建術等	0
	(キ) 同種死体腎移植術等	0
4	胸腔鏡下又は腹腔鏡下手術	1
その他	(ア) 人工関節置換術	7
	(イ) 乳児外科施設基準対象手術	0
	(ウ) ペースメーカー移植術・交換術	5
	(エ) 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	(オ) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0